

# 植物新品種に関する商標制度の活用についての の若干の考察

— 都道府県が育成した品種に関する商標登録の調査と分析から —

一橋大学大学院法学研究科 准教授 麻川 倫広  
会員 小田切 康人

## 要 約

我が国では、植物新品種の育成において都道府県をはじめとする公的機関が重要な役割を担っているが、近年、多くの都道府県が新品種のブランド展開に注力している。新品種のブランド展開にあたっては、新品種そのものを保護する品種登録制度に加えて、商標制度の活用の検討が必要となる。本稿では、都道府県により育成された品種に関する商標登録の状況を調査し、作物区分や種類ごとあるいは商標制度の活用の類型ごとの傾向の違いや、都道府県ごとの特徴について分析する。そして、これらの結果を踏まえて、植物新品種に関する商標制度の活用の在り方について、権利化段階、活用段階ごとに若干の考察を行う。

## 目次

1. はじめに
2. 植物新品種に関する商標制度の活用
  2. 1 種苗法上の品種名と商標法の調整規定
  2. 2 植物新品種に関する商標制度の活用の類型
3. 都道府県が育成した品種に関する商標登録の調査と分析
  3. 1 調査方法
  3. 2 調査結果の分析
    - (1) 概観
    - (2) 作物区分・種類別の件数
    - (3) 類型別の件数
    - (4) 都道府県ごとの特徴
  3. 3 特徴的な作物区分・種類と都道府県に関する追加の分析
    - (1) 稲と北海道
    - (2) イチゴ・果樹と福岡県
4. 植物新品種に関する商標制度の活用についての若干の考察
  4. 1 権利化段階
    - (1) 品種名と流通名の選択
    - (2) 名称の公表と出願のタイミング
    - (3) 指定商品・役務についての留意
  4. 2 活用段階
    - (1) 品種の品質や流通の管理
    - (2) 侵害対応
    - (3) 育成者権消滅後の対応
5. おわりに

## 1. はじめに

スーパーマーケットに足を運んで、まず目に入るのは様々な産地のイチゴやブドウ、リンゴなど青果コーナーを

彩る季節の野菜<sup>(1)</sup>や果物である。また、米の販売コーナーには、近年、目を引くパッケージに包まれた様々な産地のブランド米が並んでいるのをよく見かける。こうしたイチゴ、果物、米などの植物新品種の育成には、その性質上、非常に長い時間とコストを要するため、世界的にも品種の育成における公的機関の役割が大きいとされる。とりわけ、南北に長く地域によって気候や環境条件が大きく異なる我が国では、それぞれの地域の風土に適した品種が必要となるため、都道府県が重要な位置を占めている<sup>(2)</sup>。新しく育成された品種を知的財産として保護する制度として、種苗法に定められた品種登録制度があるが、米や果樹については特に都道府県を含む公的機関が育成した登録品種の比率が高いこともこのことを裏付けている<sup>(3)</sup>。国内で育成された品種の海外流出等を背景に種苗法改正<sup>(4)</sup>が行われたことは記憶に新しいが、当該改正では登録品種の海外への持ち出しを制限する規定に加えて、産地形成を目的として、登録品種の栽培地域の制限を可能とする規定<sup>(5)</sup>も導入された。

一方で、近年、多くの都道府県が農産物の差別化や消費拡大のために農産物のブランド化に注力している<sup>(6)</sup>。長年地域で親しまれてきた農産物のブランドを保護する制度として、地域団体商標や地理的表示があるが、新たに育成された品種のブランド化に際しては商標制度の活用も重要となる。都道府県による新品種に関する品種登録制度・商標制度の双方の活用については、すでに多くの先行研究が存在し<sup>(7)</sup>、都道府県による商標の登録状況について調査した先行研究も複数存在する<sup>(8)</sup>。しかしながら、いずれも代表的な事例を取り上げたものや都道府県による商標登録の全体的な動向を調査したものに限られ、各都道府県が育成した個々の品種についてどのような商標が登録されているのか網羅的に調査・分析したものはなかった。そこで、本稿では、都道府県が育成した品種に関する商標登録を網羅的に調査し、植物の作物区分や種類、商標制度の活用の類型ごとの傾向を分析するとともに、都道府県ごとの特徴についても分析する。さらに、これらを踏まえて、植物新品種に関する商標制度の活用の在り方について、権利化段階、活用段階それぞれのフェーズごとに若干の考察を行う。

## 2. 植物新品種に関する商標制度の活用

### 2. 1 種苗法上の品種名と商標法の調整規定

具体的な検討に入る前に、植物品種の名称（以下、「品種名」という。）と商標制度の関係について整理したい。冒頭でも紹介したとおり、植物新品種を保護する制度として、種苗法に規定された品種登録制度がある。品種登録制度に基づき農林水産省に品種登録出願をする際には、願書に品種名を記載することが義務付けられており（種苗法5条1項3号）、出願後の名称審査において、品種名称審査基準<sup>(9)</sup>に沿って同法4条1項各号に規定される品種名としての適格性を審査される。さらに、品種登録の際には品種名が登録簿に記載され（同法18条2項3号）、育成者権者以外の者であっても登録品種の種苗を業として譲渡する者は当該品種名を使用することが義務付けられ、その義務は育成者権の消滅後も続く（同法22条1項）。これらの規定が設けられた趣旨は、一般に種苗（種子や苗）の状態では外観から品種の区別が困難であり、品種名が同定・識別の機能を有することから、その名称を適正なものとし、その使用を義務づけることで、種苗の取引の安全を確保し、流通の混乱を防止するためとされる<sup>(10)</sup>。

これら品種名に関する種苗法の規定は、我が国で品種の保護について最初に定めた農産種苗法にその起源をたどることができるが<sup>(11)</sup>、品種名は農産種苗法の整備される以前から、栽培品種の識別のために使われてきた<sup>(12)</sup>。そのような品種名には、産地や育成者に由来するもの、品種の特性を表したもの、数字や記号を組み合わせた系統番号を用いたもの、育成者の品種への思いが込められたものなど様々なタイプのものがあったが<sup>(13)</sup>、近年の品種名には、個性的でユーモアにあふれる名称も少なくない<sup>(14)</sup>。また、冒頭でも述べた通り、品種のブランド展開を行う上では商標制度の活用が鍵となる。しかしながら、上述のとおり、少なくとも種苗法上の「品種名」は、種苗の流通における品種の識別機能を持たせるためのものであり、育成者権者が品種名を独占的に使用することを想定せず、むしろ、種苗の流通の際に育成者権者以外の者にも使用の義務を課すものである<sup>(15)</sup>。このため、種苗法、商標法双方に調整規定が設けられており、商標法には、登録品種の品種名と同一又は類似の商標を、その品種の種苗や収穫物、あるいはこれらに類似する商品・役務を指定して商標登録をすることはできない旨が規定されている（商標法4条1項14号）。

## 2. 2 植物新品種に関する商標制度の活用の類型

このように種苗法・商標法間の調整規定が存在するものの、新たに育成された植物品種について商標制度を活用する事例は多くみられる。これらの事例を列挙しながら、その類型化を試みたい。

まず挙げられるのが、品種名と異なる呼称や表記での商標登録である（類型①）。商標登録できないのは、あくまで登録品種の品種名やそれに類似するものである。また、種苗法上の品種名の使用義務はあくまで種苗の流通段階のみにあり、収穫物や加工品の流通段階にはない<sup>(16)</sup>。このため、収穫物等の流通用に別途名称を用意し（以下、「流通名」という。）、商標登録を行うことが可能である。この中には、品種を育成した際の管理番号等、「記号的な」品種名で品種登録出願し、流通名を商標登録するケース<sup>(17)</sup>（①-1）のほか、「一般的」な品種名で品種登録された後で、品種の品質管理等の目的で別の流通名を商標登録するケース（①-2）<sup>(18)</sup>がある。その他、近年、海外での流通を意識して、アルファベットや漢字等の「外国語表記」を国内においても商標登録するケース（①-3）や、複数品種について「共通の流通名」を用いるケース（①-4）もある。

次に、主に第三者による商標登録を防止することを目的とした防衛的な商標登録も考えられる（類型②）。登録品種の品種名の商標登録が制限されるのは、あくまで種苗やそれに類似する商品、役務を指定した場合<sup>(19)</sup>に限られる。収穫物については類似商品と判断されるものの、加工品を指定することで、品種名を商標登録できる可能性もある<sup>(20)</sup>。このため、他人が加工品を指定して品種名を商標登録するのを防止し、加工品<sup>(21)</sup>も含めた品種の流通を管理するため、育成者権者やその許諾先が、「加工品等を指定商品」として、登録品種の品種名を商標登録するケースがある（②-1）。なお、このような加工品等を指定した防御的な商標登録は、類型①のように流通名を用いる場合にも行われる。また、品種登録制度では、栽培試験等により植物の特性を審査するため、出願から登録までに時間を要するところ、出願中の品種の品種名を第三者が商標登録してしまい、出願者が品種名の変更を余儀なくされる、いわゆる「商標の追い越し問題」が生じていた<sup>(22)</sup>。このような事態を回避するため、一部の出願者は品種登録出願と同時に種苗や収穫物を指定商品として品種名と同一の名称で商標登録出願をし、商標登録したうえで、品種登録の直前に商標権を放棄するという対策をとってきた（②-2）<sup>(23)</sup>。

なお、ここまであげた事例は、品種登録制度の活用を前提としているが、例えば、品種登録出願が拒絶・却下される等して、「品種登録をせずに商標登録」する場合も考えられる（類型③）<sup>(24)</sup>。また、商標法上で保護対象となる商標には、文字だけでなく「図形や記号等」も含まれる<sup>(25)</sup>。このため、品種にちなんだパッケージデザインやロゴマークを作成し、それ単体あるいは品種名や流通名と組み合わせて商標登録するケースもある（類型④）。

このように、ひとくちに植物新品種に関する商標制度の活用と言っても、様々な類型が存在することがわかる（表1）。このような類型を踏まえ、次章では都道府県が育成した品種について、どのような商標が登録されているのか調査・分析する。

表1 植物新品種に関する商標制度の活用の類型

<b>類型① 品種名と異なる呼称や表記での商標登録</b>
①-1 品種名は記号的なものとして流通名を商標登録
①-2 一般的な品種名で品種登録後に別の流通名を商標登録
①-3 アルファベットや漢字等の外国語表記を商標登録
①-4 複数品種に共通の流通名を商標登録
<b>類型② 防衛的な商標登録</b>
②-1 加工品等を指定商品として商標登録（類型①に該当するものも含む）
②-2 種苗・収穫物を指定商品として出願中の品種名を商標登録（商標の追い越し問題対策）
<b>類型③ 品種登録をせずに商標登録</b>
<b>類型④ 品種に関連する図形や記号等の商標登録</b>

### 3. 都道府県が育成した品種に関する商標登録の調査と分析

#### 3.1 調査方法

本稿では、都道府県が育成した品種に関する商標登録を網羅的に調べるため、都道府県が育成した品種について品種登録出願の情報を基に調査した上で、各品種に関する商標を調査するという手法を採ることとした。

具体的には、現行種苗法が成立・施行された1998年から、品種登録出願が確実に公表されていると考えられる2022年までの25年間を調査対象期間に設定し、農林水産省が公開している「品種登録データ検索<sup>(26)</sup>」において、1998年から2022年の間に品種登録出願された品種のうち、出願者又は育成者権者が、都道府県又はその関係機関<sup>(27)</sup>であるものを抽出した。次に、特許庁の関係機関が提供する「特許情報プラットフォーム (J-PlatPat)<sup>(28)</sup>」で、抽出された各品種に関連する商標を個別に調査した。

なお、品種の調査にあたっては、都道府県の育成した品種を網羅的に把握する目的から、品種登録されたものに加えて、出願中のものや取下げ・拒絶になったものも対象とした。一方、商標の調査については、商標登録の要件を満たさないものを除外するため、商標登録されたもの（登録後に権利放棄されたものや存続期間が満了したものを含む。）のみを対象とし、出願中・出願取下げ・拒絶査定などにより商標登録されていないものは除外した。

また、商標の調査における品種と商標の関連性は、商標の称呼が品種名と同一の場合は、商標権者が育成者権者と同一の都道府県または都道府県と関係する団体等<sup>(29)</sup>であることから判断し、都道府県との関係が認められない第三者による商標登録は除外した。2.2で挙げた類型①のように品種名と称呼が異なる商標については、都道府県のウェブサイト等<sup>(30)</sup>の情報を基に品種との関連性を判断した。なお、筆者らの知見に基づき可能な限り網羅的な調査に努めたものの、完全な調査を保証するものではないことを予めお断りする。

#### 3.2 調査結果の分析

##### (1) 概観

調査の概観をまず述べると、都道府県が育成した品種の1998年～2022年までの品種登録出願は2089件であったのに対し、それらに関連する商標登録の件数は427件であった（なお、商標登録に対応する品種登録出願は276件であり、1品種あたり平均約1.5件の商標が登録されていることになる。）。図2に示すとおり、都道府県による品種登録の出願件数は2007年頃をピークに近年、減少傾向にある。一方、商標登録の件数は増加傾向にあり、特に2015年頃から件数が伸びている。1998-2002年の5年間に登録された商標は14道県の品種に関する24件であったのに対し、2018-2022年の5年間では37道府県、163件に増加しており、近年、都道府県で育成された品種について商標の活用が進んでいることが確認できる。

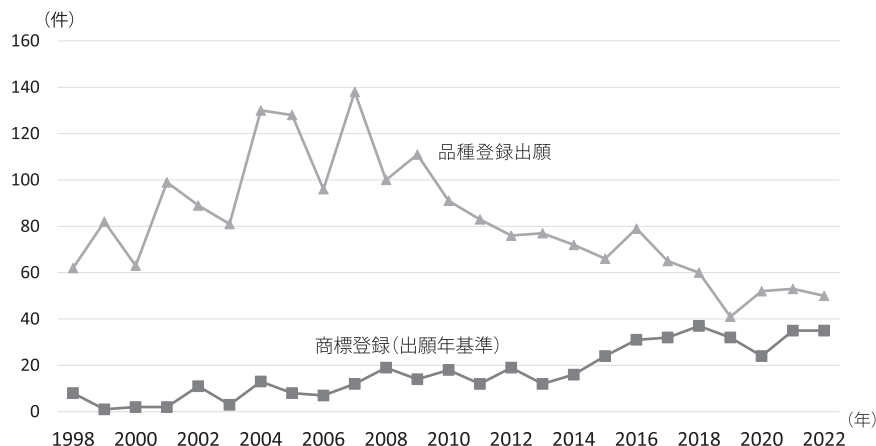


図2 都道府県が育成した品種に関する品種登録出願と商標登録の推移

##### (2) 作物区分・種類別の件数

商標登録に対応する品種の作物区分<sup>(31)</sup>に着目すると、食用作物（188件）、果樹（87件）、野菜（83件）、草花（52件）、観賞樹（10件）、その他（きのこ・海草・林木、7件）の順に多い。さらに、各作物区分に含まれる農林

水産植物の種類<sup>(32)</sup>（以下、「種類」という。）でみると、食用作物の稲（163件）、野菜のイチゴ（64件）が圧倒的に多く、これらで半数を占める。それ以外では、果樹のブドウ（16件）、カンキツ（16件）、りんご（16件）、草花のリンドウ（16件）、チューリップ（10件）の順に続く。主な作物区分・種類ごとの件数、比率を図3にまとめた。冒頭でも述べた通り、登録品種の育成権者に占める都道府県の役割が高いとされる稲、イチゴ、果樹等について多くの商標登録が行われていることが確認できる。

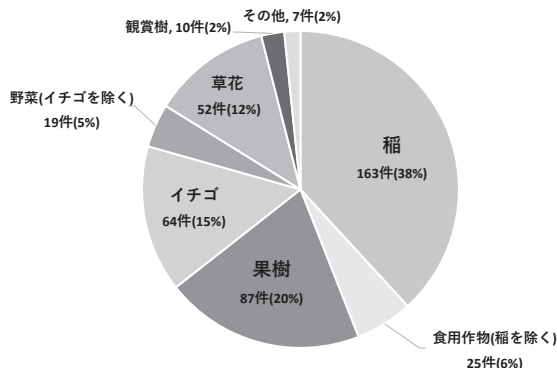


図3 主な作物区分・種類別の商標登録件数と比率

### (3) 類型別の件数

次に、2.2で示した商標制度の活用の類型別の商標の登録状況を確認するため、今回の調査で確認された商標登録全体、そして、(2)で示した主な作物区分・種類別に、表1の各類型に該当する商標登録件数を集計した<sup>(33)</sup>。

まず、商標登録全体での類型別の件数をみると（表4）、もっとも件数が多いのは②-1（加工品等を指定商品として商標登録、242件）、続いて、①-1（品種名は記号的なものとして流通名を商標登録、146件）であった。また、②-2（商標の追い越し問題対策、117件）、類型④（品種に関連する図形や記号等の商標登録、85件）も一定の件数があった。一方で、①-2、①-3、①-4、類型③については、少数しか確認できなかった<sup>(34)</sup>。件数の多かった①-1、②-1、②-2、類型④について、出願・登録件数の推移を確認したところ<sup>(35)</sup>、①-1、②-1、類型④については、近年件数が大幅に伸びる傾向にあるのに対し、②-2については件数の変化は他の類型より小さかった<sup>(36)</sup>。

主な作物区分・種類別の各類型の件数をみると（表4）、商標登録全体とは違う傾向がみられる。例えば、もっとも商標登録件数の多い稲では、①-1の件数が全件数に比して少ないのに対し、果樹やイチゴについては、①-1の件数が全件数の半数以上を占める。また、②-1については、稲、果樹、イチゴは件数が多い一方で、草花は件数がわずかしかない。これは、草花は主に観賞用に供され、加工品として使われることは少ないためと考えるのが妥当だろう。①-1について稲と果樹・イチゴで違いが出た背景については、後ほど3.3で詳述するが、作物区分・種類ごとの流通・加工などの特性の違いから、商標登録の内容に違いが出ることを確認できる。

表4 類型別の商標登録件数

		全件数	類型①	①-1	①-2	①-3	①-4	類型②	②-1	②-2	類型③	類型④
商標登録全体		427	180	146	17	22	5	334	242	117	5	85
主な作物区分・種類別	稲	163	25	17	4	3	0	157	127	53	0	43
	食用作物（稲を除く）	25	12	12	0	0	1	22	16	6	1	7
	果樹	87	60	45	10	7	3	59	45	14	0	16
	イチゴ	64	45	36	1	12	0	44	40	6	0	14
	野菜（イチゴを除く）	19	8	7	1	0	0	13	6	7	2	2
	草花	52	16	15	1	0	1	33	3	30	2	2
	観賞樹	10	9	9	0	0	0	1	0	1	0	0
	その他	7	5	5	0	0	0	5	5	0	0	1

(4) 都道府県ごとの特徴

次に、都道府県ごとの特徴を確認するため、各都道府県の品種登録出願件数と対応する商標登録件数を散布図上にマッピングした(図5)。これを見ると、品種登録出願の件数と商標登録件数が必ずしも相関関係にないことがわかる。特に、品種登録出願件数が中規模(20件~80件)の県の中に、商標登録件数が特に多い県が複数存在することが確認でき、これらの県で育成された品種について特に商標制度が活用されていることがうかがえる。

これら商標制度の活用が活発な県を含む商標登録件数が上位の道県について、さらに詳しく分析するため、商標登録件数のうち都道府県以外(育成者権の許諾先等)が商標権者である件数、商標登録件数(a)と商標登録に対応する品種登録出願件数(b)の比率(a/b)、さらに、主な作物区分・種類別の商標登録件数、類型別の商標登録件数をまとめた(表6)。まず、都道府県以外が商標権者である件数に着目すると、栃木県、岩手県のように専ら県自身が商標権者となっている場合もある一方で、県以外の許諾先等が商標権者となっている商標が一定の割合ある県も少なくなく、北海道については全て許諾先等が商標権者となっている。また、商標登録件数と対応する品種登録出願件数の比率(a/b)についてもばらつきがある。今回の調査では、1つの品種について、異なる指定商品あるいは図形商標等、複数の商標を登録している事例が多数確認された<sup>(37)</sup>。

次に、作物区分・種類に着目すると、商標登録件数の最も多い福岡県については、飛びぬけて多い作物区分・種類が無いのに対し、一部の作物区分・種類に登録が集中している道県も少なくない。特に、栃木県についてはイチゴがほとんどを占め、北海道については稲のみで、特定の作物区分・種類に絞ってブランド展開を図っていることが確認できる。類型別件数も道県によって傾向が異なり、例えば、①-1については、福岡県、栃木県、石川県は10件以上ある一方で、北海道は全くない。また、②-2についても、道県による傾向の違いは見られ、商標制度の活用の方針の違いが垣間見える。他方で、②-1や類型④については、いずれの道県も一定の件数があり、商標制度の活用が盛んな道県において共通して重視されていることがうかがえる。

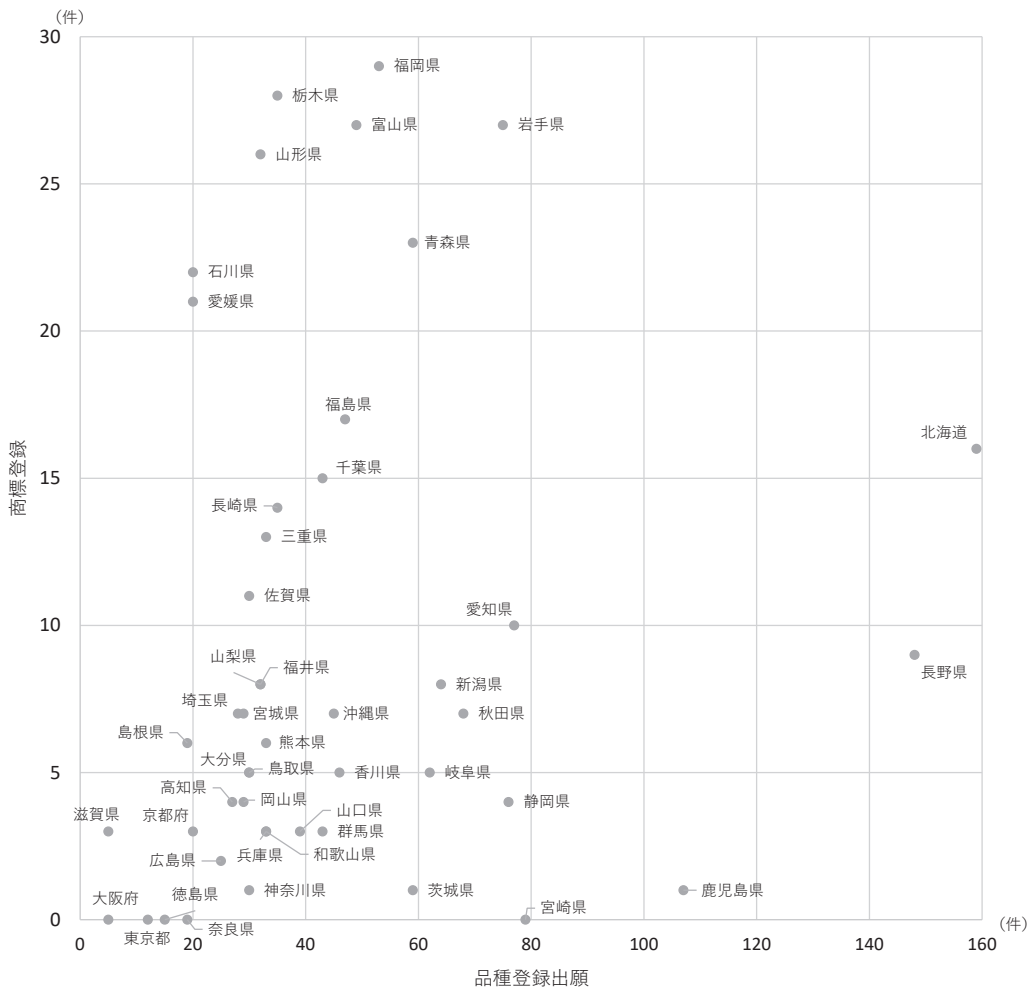


図5 都道府県ごとの品種登録出願件数と商標登録件数の分布

表6 商標登録件数上位の都道府県に関する商標登録の内訳

都道府県	商標登録件数(うち都道府県以外が商標権者)(a)	商標登録に対応する品種登録出願件数(b)	a/b	主な作物区分・種類別の商標登録件数								類型別の商標登録件数									
				稲	食用作物(稲を除く)	果樹	イチゴ	野菜(イチゴを除く)	草花	観賞樹	その他	類型①	①-1	①-2	①-3	①-4	類型②	②-1	②-2	類型③	類型④
福岡県	29(7)	19	1.53	6	6	8	6	1	2	0	0	13	12	1	4	0	25	10	16	0	2
栃木県	28(0)	8	3.50	1	0	0	20	0	1	6	0	25	19	0	6	0	14	14	1	0	2
岩手県	27(0)	24	1.13	11	0	4	0	0	12	0	0	9	9	0	0	0	18	9	14	0	3
富山県	27(1)	18	1.50	14	0	0	0	3	10	0	0	6	2	3	0	0	26	10	17	0	4
山形県	26(3)	16	1.63	12	0	5	2	2	5	0	0	4	4	0	0	1	23	12	11	0	4
青森県	23(3)	13	1.77	13	0	9	0	1	0	0	0	7	6	1	0	0	19	15	5	0	8
石川県	22(8)	8	2.75	12	0	8	0	0	2	0	0	16	14	0	2	0	15	13	2	0	9
愛媛県	21(6)	7	3.00	3	0	8	4	2	4	0	0	9	6	1	2	0	18	18	0	0	8
福島県	17(1)	13	1.31	8	0	1	2	1	4	0	1	3	3	0	0	0	17	12	8	0	4
北海道	16(16)	9	1.78	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	13	1	0	2

### 3.3 特徴的な作物区分・種類と都道府県に関する追加の分析

3.2における分析において、作物区分・種類別の件数の多かった稲及びイチゴ・果樹、そして、それらに関して特徴的な商標登録が行われている北海道、福岡県について追加の分析を行う。

#### (1) 稲と北海道

まずは、商標登録件数が最も多かった「稲」を取り上げる。稲の品種に関する商標登録の類型別件数をみると(表4)、②-1や②-2の件数が多い一方、商標登録の全件数の割に、類型①(品種名と異なる呼称や表記での商標登録)、とりわけ①-1の件数が、他の作物区分・種類に比べて少ない。これは、稲の収穫物である米の流通制度が大きく関係している<sup>(38)</sup>。米の流通に際しては、農産物検査法に基づく品質の検査が行われ、検査を経た米には産地や品種等が表示され、この表示が消費者の購買に強い影響を与えるとされる<sup>(39)</sup>。この品種の表示には基本的に品種名が使用され<sup>(40)</sup>、米の流通用に別途、流通名を用意するケースが少ない。その結果、①-1の件数が少ないと考えられる。もっとも、今回の調査においても、稲の品種について①-1の件数が全くなかったわけではなく、記号的な品種名の代わりに商標登録された流通名を品種の表示として使用する事例も一部見られた<sup>(41)</sup>。

なお、稲については類型④の件数も多かった。個別の登録内容をみると、いずれもカラフルで凝った意匠のものが多く、パッケージデザインを想定したものも多い(図7)。これらは米として流通する時の米袋での利用を想定したものと考えられる。なかには、品種にちなんだ音の商標<sup>(42)</sup>を登録するなど、多面的なブランディングを実施している県も存在した。

ここで、稲の品種に関する商標登録件数がもっとも多かった北海道に着目する(表6)。北海道はその広大な耕

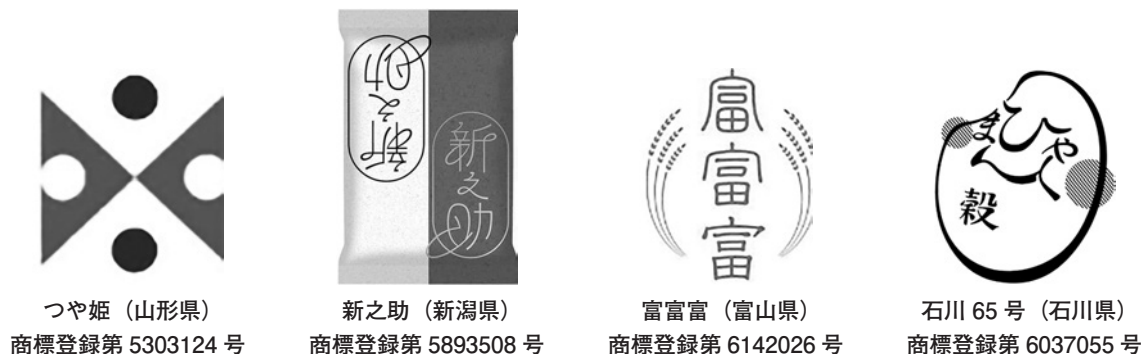


図7 稲の品種に関する主な類型④の登録商標

地面積を背景に、全国の農業産出額において大きなシェアを占める<sup>(43)</sup>。品種登録出願の件数も他の都府県に比べて群を抜いて多く、稲以外にもアズキ、ダイズ、タマネギ、メロンなど様々な種類の品種を育成している。しかしながら、商標登録については専ら稲の品種のみで、いずれの商標も、北海道ではなく、種苗・収穫物の流通を担うホクレン農業協同組合連合会（以下、「ホクレン」という。）が商標権を取得している。また、登録の類型は②-1が多くを占め、一部の主力品種（「ゆめぴりか」、「ななつぼし」）について、類型④の登録が確認された（表6）。北海道で育成された品種について、品種登録制度が創設された1978年に遡って調査をしたところ、1980年代から稲の品種のみについてホクレンが商標権を取得していたことが確認された<sup>(44)</sup>。北海道で育成された品種、しかも、専ら稲について、このように早い時期から商標登録が行われていたのはなぜだろうか。

我が国で米の産地や品種が消費者に意識されるようになったのは、消費者の嗜好が変化し、先述の農産物検査で流通する米に産地、品種が表示されるようになった1970年代以降とされる<sup>(45)</sup>。北海道は米の生産でも全国屈指を誇るものの、本州よりも著しく気温が低く、品種に強い耐冷性が必要とされ、大消費地での北海道産米の評価は高くなく、1970年に始まった米の生産調整でも、減反割合を他の府県より高く設定された。これをきっかけに、北海道は1980年に「優良米早期開発試験」を立ち上げ、良質・良食味で売れる米の品種育成を目指した<sup>(46)</sup>。その後、1988年に「きらら397」の育成に成功し、その評価を一変させ、現在でも「ゆめぴりか」、「ななつぼし」等の品種が人気を保っている。北海道で育成された品種に関する商標登録の開始時期は、稲の品種育成に着手した時期と一致する。また、これらの品種に関する登録商標の商標権者であるホクレンは、北海道による稲の品種開発を資金的に援助しており<sup>(47)</sup>、北海道とホクレンが、品種の育成とそのブランド化に二人三脚で取り組んできたことがうかがえる<sup>(48)</sup>。

## （2）イチゴ・果樹と福岡県

続いて、稲に次いで商標登録の多かったイチゴ、それから、イチゴと同様の商標登録の傾向の見られた果樹について検討する。イチゴ・果樹については、稲と違い、農産物検査法による検査やそれに基づく表示の義務がない。このため、稲とは逆に①-1を含む類型①の商標登録が多いと考えられる。また、類型④についても、稲ほどではないが、イチゴ、果樹ともに登録が見られた（表4）。ただし、稲のように袋での使用を想定したものではなく、包装容器等での使用を想定したと思われるロゴマークが大勢を占めた。

なお、①-1の商標登録は、今回の調査の対象期間以前から行われてきたと考えられるが<sup>(49)</sup>、近年、特にイチゴや果樹で都道府県による①-1の商標登録の増加がみられる。この背景には、福岡県における2000年代初頭の「あまおう（登録商標、品種名：福岡S6号）」についての商標の活用とその成功の影響があると考えてよいだろう。例えば、イチゴの生産で福岡県と競う栃木県で1990年代に育成され、現在でも生産量が最も多い「とちおとめ」は品種名で流通しているのに対し、「あまおう」の後に栃木県で育成された品種は、いずれも品種名とは別に商標登録された流通名が用いられている（「スカイベリー（登録商標、品種名：栃木i27号）<sup>(50)</sup>」、「ミルキーベリー（登録商標、品種名：栃木iW1号）<sup>(51)</sup>」、「とちあいか（登録商標、品種名：栃木i37号）<sup>(52)</sup>」）。

では、「あまおう」はどのような経緯で商標登録されたのだろうか。我が国では、ビニルハウスによる促成栽培の導入やそれに適した品種の育成により福岡県を含む北部九州や関東等でイチゴの生産が盛んだが<sup>(53)</sup>、現在、都道府県別で最も生産量が多いのは先に述べた栃木県である。そして、その栃木県で育成された「とちおとめ」に対抗する品種として福岡県で育成されたのが「あまおう」である。1996年に育成に着手され、2001年に産地での試作、推奨品種の決定を経て、同年11月に品種名「福岡S6号」として品種登録出願された<sup>(54)</sup>。翌2002年に試験販売を行うにあたり、プロモーションの一環として愛称が公募され、選定された愛称「あまおう<sup>(55)</sup>」の公表に先立ち、後に育成者権の許諾先となる全農によって商標「あまおう／甘王」が出願されている<sup>(56)</sup>。育成担当者によれば、品種名（福岡S6号）が馴染みにくいため、愛称を公募したとのことだが<sup>(57)</sup>、福岡県でそれまでに育成された品種に記号的な品種名がほとんどないことや全農による商標登録出願のタイミングを踏まえると、公募した愛称を商標登録することを念頭に、育成時の管理番号を品種名として品種登録出願したと考えるのが妥当ではないだろうか。いずれにせよ、愛称の公募に加え、県知事<sup>(58)</sup>自らトップセールスに乗り出す等の積極的なプロモーションが



実り「あまおう」のブランド化は成功し、現在でも高い市場価格を維持している<sup>(59)</sup>。

今回の調査では、愛称公表前に出願された上記商標以外にも、「あまおう」について、全農が継続して複数の商標を出願・登録していることが確認された。その内訳をみると、最初の出願は31類（果実、野菜、苗）のみを指定していたところ、加工品等を含む29類、30類、32類、33類、さらに3類などを指定して登録しているほか<sup>(60)</sup>、「博多あまおう」等の派生商標も登録している<sup>(61)</sup>。もっとも、「あまおう」の愛称決定直後に、地元の菓子メーカーが「菓子及びパン」を指定商品として「あまおう」の商標を登録しており<sup>(62)</sup>、追加の商標登録はこれを踏まえた対策であることもうかがえる<sup>(63)</sup>。この他、今回の調査の対象ではないが、2004年以降、全農は中国、韓国、香港、台湾においても商標権を取得している<sup>(64)</sup>。一方、福岡県が主体となって育成者権侵害に加えて商標権侵害の対応を行っており<sup>(65)</sup>、品種を育成した福岡県と生産・流通を担う全農が連携して、ブランドの保護に取り組んでいることがうかがえる。

なお、3.2(4)でも述べたとおり、都道府県別の商標登録件数では、福岡県が最も多く（表6）、「あまおう」以外にも、稲、コムギ、ダイズ、果樹等さまざまな種類の品種について商標登録が行われていることが確認できた。ただし、一律に「あまおう」と同様の商標登録が行われているわけではなく、福岡県が商標権者となっている商標も少なくない<sup>(66)</sup>。これは、各品種の重要度や流通の特性を踏まえた対応と考えられる。

#### 4. 植物新品種に関する商標制度の活用についての若干の考察

これまでの調査・分析を踏まえ、最後に植物新品種に関する商標制度の活用の在り方について、権利化段階、活用段階に分けて若干の考察を行いたい。

##### 4. 1 権利化段階

###### (1) 品種名と流通名の選択

新たに育成した品種のブランド展開に際して、まず、当該品種を種苗法上の品種名と商標法で保護される流通名のいずれで流通するのか検討が必要になる。いずれの方法についても、それぞれにメリット・デメリットがあり<sup>(67)</sup>、どちらがよいかは単純に判断できるものではない。今回の調査でも、流通の事情等を背景とした作物区分・種類毎の一定の傾向は確認できたものの、一律にいずれかの方法が採られているわけではなかった。いずれの方法を採るかは、品種の流通や利用の形態、ライフサイクル等の事情を考慮しつつ、自身のブランド戦略を踏まえて、個々の育成者が判断すべきものとする。品種が普及するか否かの評価・見極めは難しいとされるが<sup>(68)</sup>、品種登録出願後は名称の自主的な変更は認められていない<sup>(69)</sup>。このため、品種登録出願の段階で慎重に戦略を練る必要があるだろう。なお、いずれの方法を選択するにせよ、先行して登録されている商標や品種名と重複・類似しないように十分な調査を行うことが欠かせないことは言うまでもない<sup>(70)</sup>。

###### (2) 名称の公表と出願のタイミング

品種名や流通名の決定にあたり、名称の公募や決定発表を行うことは、メディアやSNS等でも話題として取り上げられるため、生産者や消費者への認知度の向上を図るうえで効果的である。一方で、公表された名称を第三者が商標登録するおそれがある。また、品種名の適格性や商標法上の要件に合致しない場合、品種名の変更を余儀なくされたり、商標登録できなかつたりする恐れがある。このため、名称の公募や決定発表にあたり、予め品種登録出願や商標登録出願、さらに商標登録を済ませておくなど、権利化のタイミングへの留意が必要である。

今回調査した中には、愛称内定後、商標登録出願し、先願の地位を得てから公表する<sup>(71)</sup>、愛称を公募し、最終候補の名称を商標登録出願してから公表する<sup>(72)</sup>、事前に商標出願した複数の愛称の候補に投票してもらい、商標登録後に決定した愛称を公表する<sup>(73)</sup>、愛称の公表前に関係者が商標出願し、登録後に商標権を移転する<sup>(74)</sup>、などいくつかのパターンがみられ、各都道府県の工夫が伺われた。なお、品種の海外展開を検討している場合には、対象地域に合わせた文字での早期の商標出願の検討も必要だろう。

### (3) 指定商品・役務についての留意

商標法4条1項14号に規定される「種苗との類似」がどの範囲までかは個別の植物種類による<sup>(75)</sup>。また、加工品等を指定商品として品種名が商標登録された場合、加工品への品種名の表示が商標権侵害となる場合、ならない場合の両方があり得るとされる<sup>(76)</sup>。このため、食用作物や果樹のように加工品での利用が見込まれる品種をブランド展開する場合には、第三者によって商標権を取得され、自由に使用できなくなるリスクも踏まえ、品種名・流通名のいずれで流通するかに関わらず、加工品について広く指定商品・役務を指定し、品種名又は流通名の商標を出願・登録しておくことが賢明であろう。さらに、出願のタイミングに関しても、品種名が一般に知られた後で、加工品を指定品として商標登録出願した場合には、4条1項14号に該当しなくとも、4条1項16号に該当する等と判断され拒絶される可能性もある点に留意が必要である<sup>(77)</sup>。

具体的にどのような商品・役務を指定するかについては、品種の加工特性や登録費用などを勘案して個別に検討することになるが、今回の調査では、例えば、稲、果樹、イチゴなどについて、近年、加工品(29類、30類)、飲料(32類)、酒(33類)など幅広く指定する傾向がみられた<sup>(78)</sup>。品種の周知キャンペーンや飲食物の提供などの役務についても指定の検討が必要だろう。なお、商標法と種苗法では、それぞれの法目的から類似範囲の考え方が異なる点にも留意が必要である<sup>(79)</sup>。

## 4. 2 活用段階

### (1) 品種の品質や流通の管理

今回の調査で最も件数の多い類型は加工品等を指定商品とする②-1であった。このような商標登録により、第三者による商標登録を防ぐだけでなく、収穫物・加工品を含めた品種の流通や品種名・流通名の利用を管理可能となる。また、一定の要件を満たした収穫物にだけ、流通名やロゴマーク等の使用を認めるといった方法もあるだろう。例えば、海外ではりんごを中心に品種のクラブ制が導入され、許諾の手段として商標が活用されており、海外で育成者権を取得していなかった長野県のりんご品種「シナノゴールド」について、愛称「Yellow(登録商標)<sup>(80)</sup>」の商標権を活用して各国で許諾を行っていることが知られる<sup>(81)</sup>。単に育成者権・商標権を取得するだけでなく、その両方を有効に活用することで、品種の品質や流通を適切に管理し、品種やそのブランドを適切に保護することが可能になると考える。

### (2) 侵害対応

商標権侵害については、育成者権侵害に比べると侵害の立証は比較的容易である。育成者権の侵害立証には、最終的に登録品種と被疑侵害品種の植物体同士の比較等が必要とされる一方<sup>(82)</sup>、商標権侵害については、基本的に商標が指定商品に使用されていたことさえ立証すればよいからである。

なお、品種名と流通名のいずれを用いるかに関わらず、登録品種の流通に識別性の高い名称を用いることは、育成者権の適切な保護の観点からも重要であると考えられる。なぜなら、そのような名称を用い、需要者の認知度が上がれば、育成者権侵害品にも当該名称が用いられる可能性が高い。その結果、育成者権侵害の疑いのある種苗や収穫物を容易に発見可能となることが期待される<sup>(83)</sup>。また、被疑侵害者が、当該名称を用いて収穫物等を販売していたことは、被疑侵害者が自身の販売する収穫物等がその名称に対応する登録品種であると認識していたことを示す証拠となりえ、育成者権侵害の立証にも有用となる<sup>(84)</sup>。なお、その際、当該名称が商標登録された流通名であれば商標権侵害としても対応でき、より効果的な侵害対応ができることは言うまでもない。

### (3) 育成者権消滅後の対応

品種登録制度は品種の育成と振興を目的としており、育成者権は登録から最大でも25年(木本性植物の場合は30年)で消滅する一方、商標制度は商標を使用する者の業務上の信用の維持等を目的としており、商標権は更新により継続して権利を存続することが可能である。このため、品種名や流通名等に関する商標権を取得し、育成者権の消滅後も、品種名や流通名等の使用を管理することが可能になる。

このような商標制度の利用方法について、育成者権の存続期間を人為的に延長するものとして否定的な見解もある<sup>(85)</sup>。しかしながら、そもそも種苗法と商標法ではその法目的が異なり、品種のブランド展開のための宣伝広告等に多額の投資を行い、それによる信用が蓄積されていること等を踏まえれば、育成者権の消滅後も商標権により流通名等を保護することは正当化され、それを維持するか否かは専ら権利者自身の判断に委ねられるべきであろう。

一方で、このように長期的に用いられる商標については普通名称化の問題もある。品種に用いられる愛称は、広く流通一般で用いられ、とりわけ品種名を記号的な名称にした場合、流通名が品種名と認識されうるため、普通名称化のリスクが高いとされる<sup>(86)</sup>。登録の類型のうち①-1の代表例として紹介した登録商標「あまおう」については、登録品種「福岡S6号」の育成者権存続期間がまもなく満了する<sup>(87)</sup>。引き続き、「あまおう」に関する商標権は維持されるようであるが<sup>(88)</sup>、その動向が注目される場所である<sup>(89)</sup>。

## 5. おわりに

本稿では、都道府県が育成した新品種に関する商標登録の状況を網羅的に調査した。その結果、商標登録の件数は全体として増加傾向にあり、各都道府県による品種に関する商標の活用が浸透していることが確認できた。そして、作物区分・種類に着目すると、稲、イチゴ、果樹等で商標登録が多く、また、類型別の件数から、これらの作物区分・種類の中でも商標登録の内訳に違いがあることも確認できた。

さらに、都道府県ごとの特徴に着目すると、必ずしも品種登録出願の件数と商標登録の件数は比例せず、地域的な偏りがあった。さらに、商標登録件数の多い都道府県でも、作物区分・種類別の件数や類型別の件数等、商標登録の内訳に違いが見られた。これは、各都道府県で育成されている品種やブランド化に注力している品種の種類、商標制度の活用の方針の違いによるところが大きいと考えられる。いずれにせよ、我が国の地域性等を背景とした農林水産分野の知的財産の多様性を示す一例といえるのではないだろうか。

なお、今回は品種の育成主体として都道府県に着目したが、他の公的機関や民間企業あるいは個人が育成した品種についてどのように商標を活用しているか気になる場所である。例えば、民間による育種が盛んでF1品種の多い野菜については品種登録を行わない場合も多いとされる<sup>(90)</sup>。また、民間企業・個人による育種の盛んな花卉についても、ライフサイクルが短いため、商標のみを活用する場合も少なくないようである<sup>(91)</sup>。我が国では、農林水産物の輸出や国内で育成された品種の海外での活用の必要性が叫ばれ、諸外国における商標活用について取り上げた研究も複数あるところ<sup>(92)</sup>、海外の事例収集や国内外の比較分析も必要であろう。

### (注)

- (1) イチゴは園芸学分野では野菜に分類され、種苗法施行規則別表1においても「野菜」とされている。
- (2) 遠藤彰「県が育成した農産物のブランド化に関する考察～育成者権と商標権の活用について考える」政策研究大学院大学論文集 59頁(2007)、斎藤修編著『地域ブランドの戦略と管理』112頁[斎藤修](農山漁村文化協会、2008)、野津喬「農産物の品種登録と地域研究機関との関係」日本知財学会誌 15巻1号29頁(2018)。
- (3) 農林水産省輸出・国際局「国内外における品種保護をめぐる情勢」4頁、2022年12月9日(<https://www.maff.go.jp/j/council/sizai/syubyou/22/attach/pdf/index-29.pdf>, 2024年7月1日最終閲覧)。
- (4) 令和2年法律第74号。
- (5) 種苗法21条の3に育成者権の効力が及ばない範囲の特例として、農林水産大臣への届出によって指定地域以外での収穫物の生産を制限可能とする規定が設けられた。
- (6) 農林水産省知的財産戦略チーム「農林水産物・地域食品の地域ブランドの現状と課題」6頁、2007年11月([https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/b\\_senryaku/wg/01/pdf/data04.pdf](https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/b_senryaku/wg/01/pdf/data04.pdf), 2024年6月27日最終閲覧)。
- (7) 遠藤・前掲注2) 55-129頁、斎藤・前掲注2) 111-123頁[斎藤修]、浅野卓「種苗法と商標法の交錯—第6次産業化推進にあたり直面する名称の問題—」パテント64巻11号43-57頁(2011)、浅野卓「種苗法と商標法の交錯—第6次産業化推進にあたり直面する名称の問題—」パテント67巻8号25-40頁(2014)、James J. Luby and David S. Bedford, *Cultivars as Consumer Brands: Trends in Protecting and Commercializing Apple Cultivars via Intellectual Property Rights*, CROP SCIENCE, vol.55, 2504-2510(2015)、櫻田賢「農産物のブランド化を成功に導くための考察」パテント69巻3号54-65頁(2017)、櫻谷満一「植物品種の知的財産としての保護と活用」高知工科大学83-99頁(2019)、Ángela H. Martínez López, *Trademark And / Or Plant Variety Rights: Maximising benefits by combining protection measures*, PROPHYTA ANNUAL 2021, 18-23(2021)、黄孝春ほか「植物品種における

- 知財マネジメントの実態と課題」弘前大学大学院地域社会科学科年報 18 号 71-86 頁 (2022) ほか多数。
- (8) 櫻谷満一「農産物を指定商品とする商標の分析と考察」現代経営研究学会誌 5 巻 39-46 頁 (2018)、櫻谷満一ほか「都道府県を権利者とする登録商標の分析—地域ブランド戦略の視点から—」パテント 72 巻 5 号 55-62 頁 (2019)、小野関智洋「知的財産権制度を活用した自治体が育成した農産物の名称の考察」日本地域政策研究 30 号 52-59 頁 (2023)。
- (9) 平成 10 年 12 月 24 日付け 10 農産第 9422 号農産園芸局長通知「品種登録出願審査等要領」(令和 4 年 4 月 1 日全部改正) 別添 2。
- (10) 農林水産省輸出・国際局知的財産課『逐条解説種苗法(改訂版)』32 頁、153 頁(ぎょうせい、2022)。
- (11) 小林正「種苗法の沿革と知的財産保護」レファレンス平成 17 年 8 月号 19 頁 (2005)。
- (12) 鶴飼保雄=大澤良編『品種改良の日本史』5-7 頁 [横尾政雄] (悠書館、2013)。
- (13) 鶴飼=大澤編・前掲注 12) 5-7 頁、23 頁 [横尾政雄]、383 頁 [阿部和幸]。例えば、りんごの「ふじ」は交配・育成地の藤崎町にちなむとともに、日本一、世界でも通用する品種に育ってほしいという育成者の期待も込められていたとされる。
- (14) 例えば、稲の「華麗舞」、パレイショの「インカのめざめ」、ナスの「カレーなインド」、栗の「ぼろたん」など。そのユニークさからテレビ番組(例えば、日本テレビ「月曜から夜ふかし」2021 年 2 月 16 日放送)等のメディアで取り上げられた品種名もある。
- (15) もっとも、旧農産種苗法では、優良品種の名称を登録し、育成者が品種そのものではなく、その名称の使用を独占するという名称登録制度が設けられていた。
- (16) 種苗法では、品種の利用段階として「種苗」、種苗を用いることにより得られる「収穫物」、収穫物から直接生産される「加工品」の 3 段階が想定されている(種苗法 2 条 5 項 1 号-3 号)。
- (17) 例えば、いちごの品種「福岡 S6 号」についての「あまおう」の商標登録(商標登録第 4615573 号ほか)。
- (18) 例えば、かんきつの品種「不知火」のうち、一定の条件・基準を満たすものに限り、登録商標(商標登録第 2495156 号ほか)である「デコボン」の使用が認められている。
- (19) 特許庁「商標審査基準(改訂第 16 版)」第 3 十二(令和 6 年 2 月改訂)、特許庁「商標審査便覧」42.114.01(令和 6 年 3 月改訂)。
- (20) 加工品を指定商品として品種名の漢字表記を商標登録したものの無効とされた事例も存在する(知財高判平成 18 年 9 月 27 日裁判所 HP 参照(平成 18 年(行ケ)10229 号)[紅隼人事件])。
- (21) 育成者権の効力は加工品の使用にも及ぶとされているが(種苗法 2 条 5 項 3 号、20 条 1 項)、種苗法施行令 2 条で指定された一部の加工品に限られる。
- (22) 農林水産省輸出・国際局知的財産課・前掲注 10) 35 頁、萱野英子「植物新品種の品種名称に関する考察」パテント 70 巻 3 号 72 頁 (2017)。
- (23) 「商標の追い越し問題」については、2019 年に特許庁の「商標審査基準」が改訂され、品種登録出願中の品種名に関する悪意の商標登録出願が商標法 4 条 1 項 7 号(公序良俗を害するおそれのある商標)に該当する事例として例示されたことで、問題の解決が図られている(農林水産省輸出・国際局知的財産課・前掲注 10) 35 頁)。
- (24) 例えば、ぶどうの「巨峰(品種名:石原センテナル)」は、当時の農産種苗法での名称登録が却下され、商標登録(商標登録第 472182 号ほか)による保護が図られたことが知られている(日本巨峰会「日本巨峰会の特徴」(<http://www.kyoho-kai.net>, 2024 年 7 月 3 日最終閲覧))。また、「夕張メロン」は、品種登録されていない F1 品種「夕張キング」のブランド名として商標登録(商標登録第 1379023 号ほか多数)されている(斎藤編著・前掲注 2) 75-76 頁 [斎藤修])。
- (25) 商標法 2 条 柱書。
- (26) 農林水産省「品種登録データ検索」(<https://www.hinshu2.maff.go.jp/vips/cmm/apCMM110.aspx?MOSS=1>, 2024 年 6 月 29 日最終閲覧)。
- (27) 例えば、北海道における「北海道立総合研究機構」のように、都道府県が所管し、品種の育成を行っている地方独立行政法人が含まれる。
- (28) 独立行政法人工業所有権情報・研修館「特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)」(<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>, 2024 年 6 月 29 日最終閲覧)。
- (29) 例えば、全国農業協同組合連合会(以下、「全農」という。)や地域の農業協同組合のように、都道府県から当該登録品種の育成者権の利用許諾を得た者が含まれる。
- (30) 農林水産省「各都道府県において主に栽培されている品種」([https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/b\\_syokubut/hinshu.html](https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/b_syokubut/hinshu.html), 2024 年 6 月 29 日最終閲覧)、公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会「流通品種データベース」(<https://hinshu-data.jataff.or.jp/>, 2024 年 6 月 29 日最終閲覧)等に記載された品種名と流通名の対応関係も参照した。
- (31) 農林水産省・前掲注 26) で各品種について示される「作物区分」を指す。
- (32) 農林水産省・前掲注 26) で各品種について示される「農林水産植物の種類」を指す。
- (33) 1 つの商標登録が複数の類型に該当する場合がある(例えば、①-1 と ②-1 等)。なお、②-2 については、同一の出願者(出願人)により品種登録出願と同時に種苗や収穫物を指定商品として品種名と同一の名称で商標登録出願され、商標登録されたものを集計している。また、類型③については、品種登録出願が拒絶・取下げされた品種名が商標登録されたものを集計している。
- (34) 本調査では、品種登録出願された品種を対象としたが、類型③については、品種登録出願をせずに商標登録のみ行う場合も考え

- られる。本調査の過程で少数ながらそのような事例が見られた（一例として、秋田県がダリアの品種群「NAMAHAGE ダリア」に関して「NAMAHAGE」を商標登録している（商標登録第 5562872 号））。
- (35) ①-1、②-1、②-2、類型④の 1998 年-2002 年における件数はそれぞれ 3 件、12 件、16 件、0 件だったのに対し、2018 年-2022 年における件数は 72 件、109 件、30 件、48 件であった。
- (36) 前掲注 23) でも述べた「商標の追い越し問題」に対する対策の効果によるものと考えられる。
- (37) 例えば、富山県の稲「富富富」に関する 8 件、栃木県のイチゴ「栃木 i27 号（流通名：スカイベリー）」に関する 7 件、山形県の稲「つや姫」に関する 6 件、石川県の稲「石川 65 号（流通名：ひやくまん穀）」に関する 6 件、福岡県のイチゴ「福岡 S6 号（流通名：あまおう）」に関する 6 件等。
- (38) 小野関・前掲注 8) 55 頁。
- (39) 鶴飼＝大澤編・前掲注 12) 12 頁 [横尾政雄]。
- (40) 新潟県の「コシヒカリ新潟 BL1 号」等のように品種群としての「コシヒカリ」の表示が認められる場合もある。新潟県「コシヒカリ BL の品種名に係る法律上の規定」(<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/nosanengei/1221175992244.html>, 2024 年 6 月 29 日最終閲覧)。
- (41) 石川県の「ひやくまん穀（登録商標、品種名：石川 65 号）」、富山県の「黒むすび（登録商標、品種名：富山黒 75 号）」等。農林水産省「農産物検査を行う産地品種銘柄の取扱い」(<https://www.maff.go.jp/j/seisan/syoryu/kensa/sentaku/>, 2024 年 6 月 29 日最終閲覧)。
- (42) 岩手県の「金色の風」に関する音商標（商標登録第 6079473 号）。
- (43) JA 北海道中央会「北海道の JA の概要と特徴」2 頁 ([https://www.ja-hokkaido.jp/manager/wp-content/uploads/2015/10/jagaiyou\\_150130.pdf](https://www.ja-hokkaido.jp/manager/wp-content/uploads/2015/10/jagaiyou_150130.pdf), 2024 年 7 月 1 日最終閲覧)。
- (44) 1983 年に品種登録出願、1989 年に品種登録された「きたひかり」に関する商標登録（商標登録第 2106677 号）をはじめとする 20 件が確認され、いずれも商標権者はホクレンである。このうち、「きらら 397」、「ほしのゆめ」に関する商標登録の一部は現在も商標権が維持されている。
- (45) 鶴飼＝大澤編・前掲注 12) 12 頁 [横尾政雄]。
- (46) 鶴飼＝大澤編・前掲注 12) 32-33 頁 [横尾政雄]。
- (47) JA 北海道中央会・前掲注 43) 29 頁。
- (48) なお、他の都道府県に比べて早い時期から商標登録が行われた背景として、同じ北海道の夕張市農業協同組合による「夕張メロン」に関する商標登録（前掲注 24)）の影響も無視できないだろう。
- (49) 今回の調査範囲でも、「あまおう」以前に出願された①-1 の商標として広島県の稲の品種「広島 21 号」についての「こいもみじ」（商標登録第 4337224 号、1998 年 11 月 2 日出願）、群馬県のハタケシメジの品種「群馬 GLD-21 号」についての「森の天使」（商標登録第 4374376 号、1999 年 3 月 26 日出願）が確認された。
- (50) 商標登録第 5519463 号、商標登録第 5519465 号、商標登録第 5686275 号。
- (51) 商標登録第 6153706 号。
- (52) 商標登録第 6232688 号。
- (53) 鶴飼＝大澤編・前掲注 12) 201-204 頁 [望月龍也]。
- (54) JA 全農ふくれん「博多あまおうの歴史」(<https://zennoh-fukuren.jp/hakata-amaou/history>, 2024 年 6 月 29 日最終閲覧)。
- (55) 三井寿一＝末信真二「イチゴ『あまおう』の開発・普及と知的財産の保護」特技懇 256 号 50 頁 (2010) によれば、新品種の果実の特長を表す「赤（あか）い」、「丸（まる）い」、「大（おお）きい」、「美味（うま）い」の頭文字と「甘いイチゴの王様になるように」という願いが込められているとされる。
- (56) 商願 2002-058518（商標登録 4615573 号）。
- (57) 三井＝末信・前掲注 55) 50 頁。
- (58) 当時の福岡県知事は元特許庁長官の麻生渡氏である。
- (59) JA 全農ふくれん・前掲注 54)。
- (60) 商標登録第 4904223 号、商標登録第 5417885 号、商標登録第 6483510 号。
- (61) 商標登録第 5042710 号、商標登録第 5450258 号。
- (62) 商標登録第 4681834 号。
- (63) このような第三者による加工品を指定商品とする品種名や流通名の商標登録は、この他にも山形県の稲「つや姫」、福島県のソバ「会津のかおり」、静岡県のイチゴ「紅ほっぺ」等、複数の品種で確認された。
- (64) 中国商標登録番号：3980505、9872766、9872767、9872768、9872769、韓国商標登録番号：4006207710000、香港商標登録番号：300182934、台湾商標登録番号：商標 01134898。
- (65) 吉野稔ほか「福岡県における農産物の育成者権侵害事例と対応方策」福岡県農業総合試験場研究報告 27 号 1-6 頁 (2008)。
- (66) 例えば、カキの「秋王（登録商標、品種名：福岡 K1 号）」のように「あまおう」と同様、①-1、②-1 に対応する商標登録が行

われているものがある一方で、イチジクの「とよみつひめ」、マタタビ（キウイ）の「甘うい」のように、果樹であっても、流通名は用意せず、②-2の商標登録のみ行っているケースもみられた。また、一部を除き、ほとんどの商標は福岡県が商標権者となっている。

- (67) 商標権で保護された流通名の使用により、収穫物・加工品を含めた一貫した流通の管理が可能になるというメリットがある一方で、追加の維持・管理コストや普通名称化のリスクがある等のデメリットが指摘されている（櫻田・前掲注7）52-60頁、櫻谷・前掲注7）91頁、小野関・前掲注8）56-57頁、管野・前掲注21）72-73頁）。
- (68) 鶴飼＝大澤編・前掲注12）17-18頁〔横尾政雄〕、397-407頁〔阿部和幸〕によれば、稲の「コシヒカリ」、りんごの「ふじ」などのロングセラーの品種も当初から人気を博していた訳ではない。
- (69) 現在、農林水産省は、種苗の流通や農業現場の混乱を理由に品種登録出願後の自主的な品種名の補正を一切認めていない（農林水産省輸出・国際局知的財産課・前掲注10）95頁）。しかしながら、これは法令上の根拠のない運用であり、名称審査の結果、品種名が変更される可能性があることを踏まえれば、出願が公表されるまでは出願者による自主的な品種名の補正を認めてもよいのではないだろうか。
- (70) 例えば、富山県の稲の品種名「富富富」については、富山県と先行登録商標の商標権者との間で、先行登録商標の有効性や商標権侵害について争われた（知財高判令和2年9月23日裁判所HP参照（令和2年（行ケ）第10014号）、東京地判令和3年6月17日裁判所HP参照（平成31年（ワ）第11130号）ほか）。また、青森県のりんごの品種「あおり9」については、第三者が商標権を有する登録商標「彩香」を収穫物のみについて許諾を得て使用してきたが、契約期間の満了により、使用できなくなる予定である（青森県「りんご生産情報第11号」5頁、2021年9月16日（<https://www.pref.aomori.lg.jp/release/files/2021/68833.pdf>、2024年6月29日最終閲覧））。
- (71) 例えば、先に取り上げた福岡県の「あまおう（品種名：福岡S6号）」。
- (72) 例えば、福島県のイチゴの品種「福島ST14号」については、愛称の公募後、複数の候補名について商標登録出願した上で、最終的に愛称に決まった「ゆうやけベリー」の公表が行われている。
- (73) 例えば、栃木県のイチゴの品種「栃木i37号」については、最終的に愛称に決まった「とちあい」を含む6つの候補名について投票実施前に商標登録出願されている。
- (74) 例えば、佐賀県のかんきつの品種「佐賀果試35号」の愛称「にじゅうまる」は、愛称公表前に食品メーカーにより商標登録出願され、商標登録後に佐賀県に商標権が移転されている（商標登録第6416425号）。
- (75) 特許庁・前掲注19）。
- (76) 日弁連知的財産センター＝弁護士知財ネット監修『農林水産関係知財の法律相談Ⅱ』261頁〔林いづみ〕（青林書院、2019）。
- (77) 例えば、福岡県は、イチジクの品種「とよみつひめ」について、品種登録後に、区分29、30、32、33を指定して商標出願したが（商願2007-018588）、4条1項16号等を理由に拒絶されている。
- (78) 例えば、北海道の稲の品種「そらゆたか」に関する登録商標「そらゆたか」（商標登録第5935289号）については、区分30の菓子、パン、おにぎり、お粥等、区分31の米以外の穀物、区分33の清酒、みりん、焼酎等が指定されている。また、栃木県のイチゴの品種「栃木iW1号」に関する登録商標「ミルキーベリー」（商標登録第6153706号）については、区分31の果実、種子類、苗等に加えて、区分29の冷凍果実や加工果実等、区分30の茶、菓子、パン等、区分32の清涼飲料、果実飲料等、区分33の果実酒、洋酒等が指定されている。
- (79) 特許庁・前掲注19）。
- (80) 商標登録第6004407号。
- (81) 小松宏光「長野県における果樹の育種と知的財産権の活用」農業1669号38-43頁（2020）、櫻谷満一ほか「『クラブ』制リンゴ品種の知的財産に関する調査分析」パテント74巻6号86-93頁（2021）、黄ほか・前掲注7）77-78頁。
- (82) 農林水産省輸出・国際局知的財産課・前掲注10）113-114頁。
- (83) 前掲注74）で取り上げた佐賀県の「にじゅうまる（品種名：佐賀果試35号）」については、侵害品が「にじゅうまる」の表示で販売されているのが発見されたのをきっかけに、育成者権侵害が判明している（佐賀県「『にじゅうまる』が不正に栽培され、その果実が販売されていたことが発覚しました」2022年2月25日（<https://warp.da.ndl.go.jp/infondljp/pid/12305431/www.pref.saga.lg.jp/kiji00384773/index.html>、2024年6月29日最終閲覧））。また、近年、インターネット上で登録品種を無断販売しているのを発見され、育成者権侵害で刑事罰を科された事例が複数存在するが（農林水産省輸出・国際局知的財産課「種苗のオンライン取引について」8頁（[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_transaction/meeting\\_materials/assets/consumer\\_transaction\\_cms204\\_240606\\_09.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_transaction/meeting_materials/assets/consumer_transaction_cms204_240606_09.pdf)、2024年6月29日最終閲覧））、これらも「品種名」で販売されていたのをきっかけに侵害が発覚したものと推測される。
- (84) 中国の最高人民法院裁判委員会が2021年に制定した「最高人民法院による植物新品種育成者権侵害に係る紛争案件の審理における具体的な法律応用の問題に関する若干の規定（二）」には、被疑侵害品種に使用されている名称が登録品種の名称と同一であることを立証した場合に、被疑侵害品種を登録品種と推定する規定（第6条）が設けられている（[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/interpret/20210707.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/interpret/20210707.pdf)、2024年6月29日最終閲覧）。また、我が国でも農林水産省の有識者に

よる検討会において同様の規定の導入が提言されている（優良品種の管理・活用のあり方等に関する検討会「デジタル化の進展等に対応した優良品種の保護・活用に向けた対応方向（提言）」6-7頁、2024年6月12日（[https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/attach/pdf/hinsyu\\_kanri-4.pdf](https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/attach/pdf/hinsyu_kanri-4.pdf)、2024年6月29日最終閲覧））。

(85) Martínez López, *supra* note 7, at 19, 21.

(86) 櫻田・前掲注7) 53頁、Martínez López, *supra* note 7, at 21ほか。なお、品種に関する登録商標が普通名称と判示された事例として、例えば、大阪地判平成14年12月12日裁判所HP参照（平成13年（ワ）9153号）[巨峰第二事件]が挙げられる。

(87) 登録品種「福岡S6号」の育成者権の存続期間は、2025年1月19日に満了予定。

(88) 下野新聞「“一本足打法”の福岡県『ポストあまおう』もまた、あまおう」2022年12月17日（<https://www.shimotsuke.co.jp/articles/-/673403>、2024年6月29日最終閲覧）。

(89) なお、JA全農ふくれんでは、全国的に知名度の高い福岡市中心部の地名「博多」を組み合わせた「博多あまおう（登録商標）」を出荷の際に用いている（JA全農ふくれん・前掲注54）。

(90) 農林水産省食料産業局「品種登録の考え方について」7頁、2019年8月2日（<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/attach/pdf/4siryou-17.pdf>、2024年7月3日最終閲覧）。

(91) Martínez López, *supra* note 7, at 21, 23.

(92) 櫻谷ほか・前掲注81) 86-93頁、Martínez López, *supra* note 7, at 18-23ほか。

(原稿受領 2024.8.5)

## パテント誌原稿募集

広報センター 副センター長  
会誌編集部担当 高石 健二  
同 加藤 佳史

- 応募資格** 知的財産の実務、研究に携わっている方（日本弁理士会会員に限りません）  
※論文は未発表のものに限ります。
- 掲載** 原則、先着順とさせていただきます。また、編集の都合上、原則「1テーマにつき1原稿」とし、分割掲載や連続掲載はお断りしていますので、ご了承ください。
- テーマ** 知的財産に関するもの
- 字数** 5,000字以上～20,000字以内（引用部分、図表を含む）パソコン入力のこと  
※400字程度の要約文章と目次の作成をお願いいたします。
- 応募予告** メールにて応募予告をしてください。  
①論文の題名（仮題で可）  
②発表者の氏名・所属及び住所・資格・連絡先（TEL・E-mail）を明記のこと
- 論文送付先** 日本弁理士会 広報室「パテント」担当  
TEL:03-3519-2361  
E-mail:patent-bosyuu@jpaa.or.jp  
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2
- 投稿要領・掲載基準** <https://www.jpaa.or.jp/patent-posted-procedure/>
- 選考方法** 会誌編集部にて審査いたします。  
審査の結果、不掲載とさせていただきますので、予めご承知ください。